

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則

昭和54年12月28日徳島県規則第84号

最終改正 令和4年3月31日徳島県規則第26号

(貸付け)

第一条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）その他の法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、予算の範囲内で、沿岸漁業従事者等（法第三条第一項に規定する沿岸漁業従事者等をいう。以下同じ。）に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十四条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の当該認定中小企業者をいう。以下同じ。）又は促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）第十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者をいう。以下同じ。）に対して経営等改善資金（別表の一の表第一号から第七号までに掲げる資金に限る。）を貸し付ける。

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第二条 県の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者又は一促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表の一の表第一号から第七号までに掲げる資金であつて、認定農商工等連携事業者（農商工等連携促進法第五条第一項に規定する認定農商工等連携事業者をいう。以下同じ。）が認定農商工等連携事業（農商工等連携促進法第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業をいう。以下同じ。）を実施するのに必要なものの償還期間等は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	償 還 期 間 等
別表の一の表第一号から第四号までに掲げる資金	九年以内（据置期間三年以内を含む。）
別表の一の表第五号に掲げる資金	五年以内（据置期間三年以内を含む。）
別表の一の表第六号及び第七号に掲げる資金	十二年以内（据置期間五年以内を含む。）

- 3 第一項の規定にかかわらず、別表の一の表第一号から第七号まで及び別表の三の表第

三号に掲げる資金であつて、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第十条の認定事業者が認定生産製造連携事業計画（同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画をいう。以下同じ。）に従つて同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間等は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	償 還 期 間 等
別表の一の表第一号から第四号までに掲げる資金	九年以内（据置期間一年以内を含む。）
別表の一の表第五号に掲げる資金	五年以内（据置期間二年以内を含む。）
別表の一の表第六号及び第七号並びに別表の三の表第三号に掲げる資金	十二年以内（据置期間三年以内を含む。）

- 4 第一項の規定にかかわらず、別表の一の表第一号から第七号までに掲げる資金であつて、認定農林漁業者等（六次産業化法第六条第三項に規定する認定農林漁業者等をいう。以下同じ。）が認定総合化事業（六次産業化法第九条第一項に規定する認定総合化事業をいう。以下同じ。）を行うのに必要なものの償還期間等は、次の表のとおりとする。

資 金 の 種 類	償 還 期 間 等
別表の一の表第一号から第四号までに掲げる資金	九年以内（据置期間三年以内を含む。）
別表の一の表第五号に掲げる資金	五年以内（据置期間三年以内を含む。）
別表の一の表第六号及び第七号に掲げる資金	十二年以内（据置期間五年以内を含む。）

（貸付金の合計額の限度）

第三条 一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者又は一促進事業者ごとの沿岸漁業改善資金に係る貸付金の合計額の限度は、五千万円とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

（借受資格等）

第四条 沿岸漁業改善資金（第四号及び第五号に掲げるものにあつては、別表の一の表第一号から第七号までに掲げる資金）の借受者たる資格を有するものは、次に掲げるもののうち、沿岸漁業改善資金の種類ごとに当該資金に係る事業を適正に実施することが見込まれるものとする。

- 一 沿岸漁業の従事者
- 二 沿岸漁業の従事者の組織する団体

- 三 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が二十人以下であるもの
- 四 認定中小企業者
- 五 促進事業者

2 前項第二号に掲げるもののうち法人格のないものにあつては、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つているもの（婦人・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

二 その規模、内容等が水産業の改良普及の指導の対象として適当と認められるものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

3 知事は、貸付けを受けようとするもの（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを行わないことがある。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴対法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（保証人又は担保）

第五条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 申請者が前条第一項第二号に掲げる団体、認定中小企業者（農商工等連携促進法第二条第一項第六号から第八号までに該当するものに限る。）又は促進事業者（企業組合、協業組合その他知事が別に定めるものに限る。）であるときは、当該団体、認定中小企業者又は促進事業者の構成員のうち当該借受けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、当該団体、認定中小企業者又は促進事業者の理事等とする。）を連帯保証人としなければならない。

3 前二項の規定による連帯保証人を立てることができないと知事が認める場合であつて、適当な担保を提供することができるときは、申請者は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

4 知事は、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る債権を保全するため必要があると認めるときは、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）に対し、連帯保証人の追加若しくは交代又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

5 前項の担保については、沿岸漁業改善資金により導入した機械又は施設を優先するものとする。

（貸付資格の認定の申請）

第六条 申請者は、貸付資格認定申請書（様式第一号）に事業計画書（様式第二号）（当該申請者が次の各号に掲げる者である場合は、事業計画書及び当該各号に定める書類）、貸付申請書（様式第二号の二）その他知事が別に定める書類を添え、当該申請者の住所地（当該申請者が認定中小企業者又は促進事業者である場合は、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等の住所地。以下この項に

において同じ。)を地区内に含む県が沿岸漁業改善資金に係る貸付金の支出及び償還金の収納の事務を委託している漁業協同組合(以下「委託漁協」という。)(申請者の住所地を地区内に含む委託漁協がない場合、申請者が漁業協同組合である場合その他知事がやむを得ない理由があると認める場合は、当該申請者の住所地を担当区域とする徳島県水産業普及指導員駐在所の水産業普及指導員(以下「普及指導員」という。))を経由して知事に提出しなければならない。

一 認定農商工等連携事業者 認定農商工等連携事業計画(農商工等連携促進法第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画をいう。)

二 農林漁業バイオ燃料法第十条の認定事業者 認定生産製造連携事業計画

三 認定農林漁業者等 認定総合化事業計画(六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画をいう。)

2 委託漁協は、前項の貸付資格認定申請書及び貸付申請書(以下「認定申請書等」という。)の提出を受けたときは、速やかに、普及指導員を経由して知事に送付するものとする。

(貸付資格の認定)

第七条 知事は、前条第一項の認定申請書等の提出を受けたときは、速やかに、法第八条の規定に該当するかどうかを審査し、認定を行うことが相当であると認めたときは、貸付資格の認定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を行つたとき、又は貸付資格の認定を行わなかつたときは、その旨を申請者、委託漁協(前条第一項の規定により認定申請書等を委託漁協を経由して知事に提出したときに限る。)、徳島県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)及び普及指導員に通知するものとする。

(借用証書)

第八条 申請者は、前条第二項の規定による貸付資格の認定の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内に、借用証書(様式第三号)を委託漁協(第六条第一項の規定により認定申請書等を委託漁協を経由して知事に提出したときに限る。)及び信漁連(以下「委託漁協等」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

(貸付資格の認定の取消し等)

第九条 知事は、第七条第一項の規定により貸付資格の認定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、貸付資格の認定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件の全部若しくは一部を変更することがある。

一 前条に定める期間内に同条に規定する借用証書を提出しないとき。

二 虚偽の申請又は不正の手段により貸付金の貸付資格の認定を受けたとき。

三 破産手続開始の決定その他貸付金の貸付けに支障を及ぼす重大な事態が生じたとき。

四 貸付金の貸付けの対象となつた事業の実施を取りやめたとき。

五 貸付金の貸付けの対象となつた事業の実施に要する経費の全部又は一部を支払う必要がなくなつたとき。

六 貸付金の貸付資格の認定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

七 第四条第三項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

- 2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、その旨を第七条第一項の規定により貸付資格の認定を受けたもの、委託漁協等及び普及指導員に通知するものとする。

(事業の完了期限)

第十条 借受者は、当該貸付金の交付後三月（漁業経営開始資金にあつては、六月）以内に、事業を完了しなければならない。ただし、知事は、当該期間内に事業を完了することが著しく困難であると認めるときは、その期間を延長することがある。

(事業実施報告書)

第十一条 借受者は、事業の完了後二十日以内に、事業実施報告書（様式第四号）を委託漁協（第六条第一項の規定により認定申請書等を普及指導員を経由して知事に提出したときは、信漁連）を経由して知事に提出しなければならない。

(支払の猶予の申請)

第十二条 法第十条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとするものは、支払猶予申請書（様式第五号）に知事が指定する者の証明書を添え、支払期日の三十日前までに、委託漁協等を経由して知事に提出しなければならない。

(支払の猶予の決定)

第十三条 知事は、前条の支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに審査し、支払の猶予をすることが相当であると認めたときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行つたとき、又は支払の猶予をしない旨の決定を行つたときは、その旨を当該申請をした者、委託漁協等及び普及指導員に通知するものとする。

- 3 知事は、支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行つたときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

(事務の委託)

第十四条 県は、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を信漁連に委託することがある。

(報告及び検査)

第十五条 知事は、必要があると認めるときは、借受者又は委託漁協若しくは信漁連に対し必要な報告を求め、又はその職員に、事務所、事業の実施場所等に立ち入り、貸付金に関する帳簿、施設その他の物件を検査させることがある。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）第一条第一項各号のいずれかに該当するものが東日本大震災の後令和五年三月三

十一日までに貸付けを受ける沿岸漁業改善資金についての第二条第二項から第四項まで及び別表の規定の適用については、同条第二項の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「二年以内を」とあるのは「五年以内を」と、「十二年」とあるのは「十五年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同条第四項の表中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」と、「十二年」とあるのは「十五年」と、別表中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、「四年」とあるのは「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

附 則（昭和五五年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第三七号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第二号のその三及びその四並びに様式第四号のその一に相当する改正前の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第二号のその三及びその四並びに様式第四号のその一による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成七年規則第四五号）

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

2 第六条の規定による改正後の徳島県病院事業の財務に関する特例を定める規則、第十二条の規定による改正後の徳島県用度事業特別会計規則、第十四条の規定による改正後の徳島県立農村青年の家管理規則、第十六条の規定による改正後の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び第十九条の規定による改正後の徳島県農業改良資金貸付規則の様式に相当する第六条の規定による改正前の徳島県病院事業の財務に関する特例を定める規則、第十二条の規定による改正前の徳島県用度事業特別会計規則、第十四条の規定による改正前の徳島県立農村青年の家管理規則、第十六条の規定による改正前の徳島県沿岸

漁業改善資金貸付規則及び第十九条の規定による改正前の徳島県農業改良資金貸付規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成七年規則第五四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の様式に相当する改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成十一年規則第七一号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表の一の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第一号に相当する改正前の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則様式第一号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成一七年規則第三一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年規則第八〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一三三号）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第三二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。